

公共汚水ます等位置確認申請書について

平素は、瑞穂市の下水道事業にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

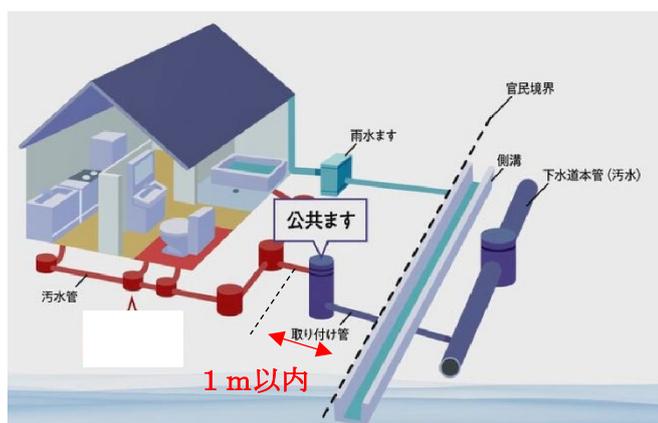
公共下水道を整備するために、皆様に「公共汚水ます等位置確認申請書」をご提出頂く必要があるため、ご協力をお願い申し上げます。

1. 公共汚水ますとは

お風呂やトイレなどの家庭排水を下水道取付管に接続するための設備です。

官民境界から1メートル以内の位置に、市の費用で1箇所設置します。

設置には1メートル四方の空きスペースが必要です。

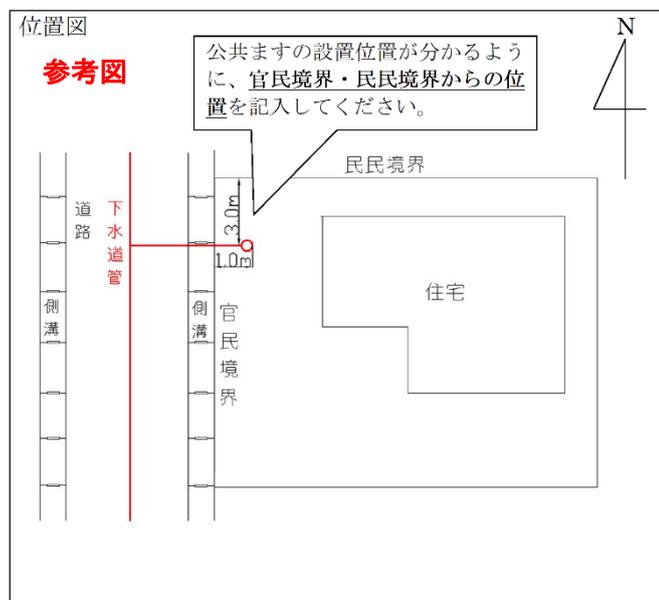


2. 公共汚水ますの設置位置

公共汚水ますは、みなさんからご提出頂く「公共汚水ます等位置確認申請書」にご記入頂いた箇所に設置します。

申請書に右図のような記入欄がございますので、官民境界・民民境界からの距離をご記入ください。

ご自身での設置位置の判断が難しい場合は、次ページの連絡先にご相談ください。



3. 「公共汚水ます等位置確認申請書」の回収について

「公共汚水ます等位置確認申請書」は下記3つのいずれかの方法で回収させていただきます。

- 水洗化促進業務受託者がご家庭に訪問させて頂いた際、お渡しした返信用封筒での回収。
- 水洗化促進業務受託者にご連絡していただき、ご家庭に訪問しての回収。（土日、祝日を除く日の10：00～16：00の間）
- 水洗化促進事務所または、瑞穂市下水道課へ本人が直接提出。

<よくある質問>

Q. 下水道への接続時期はいつか？

A. 現在整備している公共下水道は、令和9年4月から供用開始予定となります。それまでに公共汚水ますを設置しますので、供用開始後（令和9年4月以降）に下水道へ接続することになります。設置後直ぐに下水道が使えるわけではないのでお承知おき下さい。

Q. 下水道に接続する際にかかる工事費を教えてください。

A. 排水設備改造工事費として、下水道に接続するための宅地内の工事費は個人負担となります。具体的には、生活排水と雨水の管を分ける費用や、外構の修復費用等の負担があります。

工事費用を把握するためには、瑞穂市排水設備指定工事店へ見積りを取って頂く必要があります。なお個々の現場状況や同じ工事内容でも排水設備会社によって金額が異なるため、複数社に見積りをとられることをお勧めします。

<水洗化促進業務受託者 連絡先・相談窓口>

瑞穂市牛牧1046-1 みずほテラスA101

平日 月曜日～金曜日/午前10時～午後4時

TEL：058-201-7958

FAX：058-201-7959



下水接続に関する費用負担について

受益者負担金（分担金）

下水道の整備によって、その地域の環境が改善され、未整備地域に比べて利便性や快適性が向上します。そこで利益を受ける地域の方々に建設費の一部を負担（分担）していただき、負担の均衡を図ることを目的としています。受益者負担金（分担金）は、土地又は建物所有者の方にお納めいただきます。

■受益者負担金（分担金）の額

土地面積1m²あたり190円の予定です。一般的に受益者負担金（分担金）を5年に分割し、さらに1年を4期に分けて、計20回の分割でお支払いいただきます。

例：200m ² の土地の場合	$190円 \times 200m^2 = 38,000円$
	$38,000円 \div 20回 = 1,900円 / 1期$

■賦課時期

現在のところ、令和9年度を予定しています。

■対象となる土地

下水道への接続の有無に関わらず、下水道が整備された区域内の全ての土地が対象となります。ただし、合併処理浄化槽が設置された宅地や農地等は減免や徴収猶予といった制度を予定しています。

■徴収猶予

農地等は宅地化されるまでの間、申請により徴収猶予となる予定です。また、合併処理浄化槽設置済の宅地についても、申請により、接続するまで徴収猶予となる予定です。

下水道使用料

公共下水道を使用されますと、流した汚水の量に応じて下水道使用料を納めていただくことになります。下水道使用料は、汚水処理施設・ポンプ場の運転管理や下水道管の清掃・補修など、下水道施設の維持管理にあてられます。

■下水道使用料の算出

下水道使用料は、上水道の使用水量に応じて算出され、2か月に一度、水道料金とあわせてお支払いいただきます。納期限は、奇数月の末日（土・日曜日・祝日の場合は翌営業日）です。

下水道使用料 = 基本料金 + 超過料金 + メーター使用料（井戸水の場合）
--

■下水道使用料表

※下記金額は、税込みの金額です。

基本料金 (2月につき)	超過料金 (基本水量を超える1m ³ につき)			
	40m ³ 以下	41m ³ を超え100m ³ 以下	101m ³ を超え180m ³ 以下	181m ³ を超えるもの
3,520円	165円	176円	187円	198円

※井戸使用の場合は、メーター使用料が加算されます。

みなさまの費用負担を軽減する接続促進制度

融資あっ旋及び補給制度

排水設備の改造工事を行う方に対して、市が協定を結んだ金融機関をあっ旋し、その金融機関から工事に必要な資金の融資を受けた場合、償還金の利子分の全額を市が補給する制度です。

融資あっ旋額	20万円以上 100万円以下で1万円単位
償還方法	毎月元利均等
借入期間	1年以上5年以内
借入の利率 利子	市と金融機関の協定による
補給の額	利子の全額

■対象者

- ・新たに下水道に接続する者であること。（新築を除く。）
- ・併用開始の告示を行った区域における建築物の所有者又は改築工事の土地及び建築物の所有者の同意を得た占有者であること。
- ・市税、負担金、使用料等を滞納していない者であること。

■手続き

申請書を市へ提出してください。提出された書類を市が審査し、金融機関にあっ旋します。

助成金制度

下水道に接続するために、排水設備の改造工事を行った方に対して、助成金を交付する制度です。

助成金の額 5万円

■条件

- ・併用開始の告示の日から2年以内に改造工事の検査に合格した者であること。
- ・市税、負担金、使用料等を滞納していない者であること。

■次の場合は対象となりません。

- ・新築に伴う工事
- ・共同住宅に伴う改造工事

■手続き

排水設備の工事の検査に合格した後、速やかに申請書を市へ提出してください。



〈問い合わせ先〉

瑞穂市役所下水道課 TEL：058-327-2114